

救命技能認定証・上級救命技能認定証の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により現在、救命講習1回あたりの受講者数を減らし感染防止に配慮しながら講習を実施しております。

感染拡大が長期におよんでいるため、対象者の有効期間を延長し受講できる期間を設け、有効期間に応じた受講機会の確保を行う措置を令和4年1月1日より下記のとおり講じております。

対象者

令和2年2月1日から令和3年12月31日の間に有効期間が満了する方（再講習未受講の方）

一律令和4年9月30日まで延長

（再講習受講後の有効期限は、再講習受講日から3年後となります。）

令和4年1月1日以降に有効期間が満了する方

個々の救命技能認定証の有効期限から15か月（1年3か月）延長

再講習は延長された有効期限の6か月前から受講可能です。

（再講習を受講された後の有効期限は、再講習受講日から3年後となります。）

令和4年1月1日以降の受講計画

	R2.2.1~ R3.12.31	R4.1	R4. 9.30	R5.4
令和2年2月1日から令和3年12月31日の間に有効期間が満了する方	●		●	
令和4年1月1日以降に有効期限が満了する方		□		★

延長措置により、受講できる期間をそれぞれ設け対応しています。